

めざします。企業の繁栄と社会への貢献

法人会だより

2022年
冬

公益社団法人 沖縄北部法人会 広報委員会
名護市宇茂佐の森5-2-7 電話 (0980) 54-3120/FAX (0980) 50-9053
MAIL info@okihokuhoujin.com URL <http://www.okihokuhoujin.com>

No.24

令和4年度 会員増強運動集計会議 会員増強目標達成!



令和4年12月20日(火)午後6時より又吉観光農園レストランにおいて、「令和4年度会員増強運動集計会議及び役員交流会」が開催された。

比嘉組織委員長は、昨今の厳しい状況にあるなか、今年度の会員増強が目標を達成したことに対して役員の方にお礼を述べ、引き続き12月一杯まで取組んで頂くようお願いした。続いて委員長の進行により、事務局から会員増強実績を報告の後、各支部から会員増強運動の現状について報告があった。これらを踏まえ令和4年度の会員増強は目標法人30社以上に對して、法人30社、個人4名となり10年連続会員増強目標達成となった。

会議終了後は、懇親会が開かれ目標達成を祝った。

【ビジネスマナー研修会】

日時：令和4年10月25日（火）13:30～16:30
 場所：北部会館 3階会議室
 講師：(株) Message 代表 佐久本 理香 氏

【雇用関係助成金活用セミナー】

日時：令和4年10月18日（火）14:00～16:00
 場所：北部会館 3階会議室
 内容：①活用しやすい助成金 ②新型コロナ関連の助成金
 講師：社会保険労務士 前里 久誌 氏



【年末調整実務研修会】

日時：令和4年12月5日（月）14:00～16:00
 場所：名護市中央公民館 研修室
 講師：名護税務署 源泉担当官

【決算法人説明会】

日時：令和4年11月29日（火）14:00～16:00
 場所：21世紀の森体育館会議室
 講師：税理士 原田泰人 氏



第14回 税に関する 絵はがきコンクール

主催：(公社) 沖縄北部法人会 主管：(公社) 沖縄北部法人会女性部会 後援：国税庁

税に関する絵はがきコンクール審査会

女性部会では、令和4年10月26日、北部会館3階会議室において、第14回税に関する絵はがきコンクールの審査会を、城間名護税務署総務課長、美術見識者の田仲氏を外務審査員に迎え、厳選なる審査の結果応募数310点から入選作品16点を選定した。

なお、入選作品は、広報誌「ほくぶ第35号」にて紹介致します。

○応募小学校・応募数

学校名	名護	屋部	稲田	今帰仁	兼次	天底	金武	中川	嘉芸	漢那	合計
応募数	102	77	15	19	26	19	2	7	25	18	310

沖法連女連協交流事業(3年振りに開催！)

県内6単位会から約60名が参加、部会員相互の情報交換を行った。

日時：令和4年9月15日（木）10:00～15:00
 内容：①視察 世界遺産識名園及び首里琉染
 ②情報交換会 ホテルロイヤルオリオンにて情報交換会
 主管：那覇法人会女性部会



交際費 商品券の購入費用 ～実践税務調査～

税理士 牧野義博

調査官は交際費勘定の内容について、会社に説明を求めています。

調査官 商品券の購入費用が交際費勘定に該当するとして損金の額に算入されていますが、商品券の具体的な配付先および金額が分かる資料を見せてください。

納税者 商品券使用リストがありますので確認をしてください。

調査官 このリストによると、商品券を配付したとされる「年月」欄に年月の記載、「相手先」欄に企業名の記載があり、「備考」欄に工事関係者などの記載があるものの、商品券を配付したとされる具体的な日、配付した相手先の氏名および商品券の金額の記載がありません。この商品券の具体的な使途が分かる資料を提示してください。

納税者 取引先の従業員等から便宜を受けたことなどから、これらの従業員等に対して商品券を使用しました。また、関与税理士にも毎年差し上げています。

税理士 会社が説明をした通り商品券はいただいています。

調査官 それでは、具体的にいつどのくらいもらっているのか証明してください。

税理士 記録を取っていませんので、具体的には立証できません。

調査官 商品券の受払簿等は作成していますか。

納税者 作成していません。

調査官 商品券の在庫の管理はしていますか。

納税者 していません。

調査官 以上からすると、商品券の具体的な配付の事実が明らかではなく、商品券に関する受払簿等を作成しておらず、また、他に商品券の具体的な配付先や在庫の存在を認めるに足りる証拠の提出がありません。従って、商品券の具体的な配付の事実を認めることはできず、商品券の在庫の存在も明らかではないことを併せると、商品券の使途は不明というほかなく、その使途が不明である以上、会社の業務との関連性の有無も明らかとはいえません。そうすると、商品券購入費用は交際費等の額に該当しないことから、各事業年度の損金の額に算入することはできません。

納税者 関与税理士の説明および商品券使用リストのとおり、業務に関連して配付をしたものであり、社会通念上、業務遂行上の必要経費として認められるべきです。

納税者が主張を曲げないことから、国税当局は更正処分を行いました。最終的には国税不服審判所に審査請求が出ましたが、納税者の主張は棄却されました。商品券を使用する場合には、必ず受払簿を作成し、使用をした相手先等が明確になるように留意してください。なお、期末に在庫がある場合には、資産勘定に載せることもお忘れなく。

【筆者紹介】牧野義博(まきの・よしひろ) 東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税調査官、調査開発課長等を経て八王子税務署長を最後に退官。東京都新宿区で税理士登録。著書には『ザ・税務調査1~3』『税務トラブルと債務の確定』(大蔵財務協会)ほか専門誌等に執筆。HPIは「牧野義博税理士事務所」で検索。全国各地で講演会も行っている。



一富士二鷹…どうして三は茄子なの？

フリーランスライター 藤木順平

初夢はいつ見るものなのか。正月の1日から2日にかけて見る夢が、正しい初夢なのだそう。大晦日の晩は、年神様を迎えるため、原則、寝てはいけないことになっている。元日は眠い目をしょぼつかせながら、おとそを飲み、お節料理を食べることになる。つらいなー、儀式は…。まあ、初夢は置いて、年初めからなにも無理を

することはしないで！
「一富士二鷹三茄子」はよく知られた初夢の縁起物。これらは徳川家康が好んだものを並べたということだが、違う説もある。「日本三大仇討ち説」である。いわく、「一番目の富士」とは、源頼朝が行った富士の巻狩り(1193年)の際の曾我兄弟による親の仇討ち。「二番目の鷹」は、赤穂浪士の吉良邸討ち入り(1703年)。主君・浅野家の家紋が鷹の羽である。
そして、「三番目」は荒木又右衛門の伊賀上野での伊賀越の仇討ち(1634年)。どうしてこれが「茄子」だって？
ごもっともな疑問だ。
講談などでは「一に富士、二に鷹の羽のぶつ違い、三に名を成す伊賀の仇討ち」とくる。「名を成す」が「名を茄子」になる。どうだ、このこじつけ具合は？
三
大仇討ち説に日本史のロマンを感じる…
ってか。



【筆者紹介】

藤木順平(ふじき・じゅんへい) フリーランスライター。日本笑い学会会員。



企業をPRしませんか？ 掲載記事を募集致します！

締め切りは、
3月末日まで！
《掲載無料》

北部法人会広報委員会では、会員向けサービスの一環として企業紹介等を盛込んだ「法人会だより」を年4回発行しています。

そこで、会員のみなさんへ次号掲載分を募集します。
※応募が多い場合は、当委員会で選定させていただきますのでご了承下さい。なお、漏れた場合は次号に掲載いたします。

発行：年4回（春・夏・秋・冬）

<募集要項>

①会社事務所等 写真	⑤業種
②会社名	⑥事業内容（PR等）
③所在地	⑦メールアドレス
④電話・FAX	⑧ホームページアドレス



① 公益社団法人 沖縄北部法人会

② 名護市宇茂佐の森5-2-7 北部会館4階

④ ☎ (0980) 54-3120 FAX (0980) 50-9053

⑤ 業種：経済団体

⑥ 税・経営・社会貢献をテーマに活動する団体
 ●各種税務研修 ●経営セミナー ●講演会
 ●インターネットセミナー **ぜひ、ご参加ください！**

⑦ Mail info@okihokuhoujin.com

⑧ <http://www.okihokuhoujin.com>

《仕様》 写真はJPG画像でお願いします。

※募集要項をご記入のうえ、メール (info@okihokuhoujin.com) にて事務局まで送信ください。

※ご要望があれば、写真撮影にお伺いいたします。

フードバンクにご協力ください

女性部会では、社会貢献活動の一環としてフードバンク活動を行っています。企業やご家庭で余っている食品を寄付して頂き、支援を必要としている福祉団体へお届けします。（北部市町村内）



○寄付いただきたい食品

- ・お米
- ・缶詰、インスタント、レトルト食品
- ・飲料、調味料



×取り扱えない食品

- ・お弁当類
- ・冷凍食品
- ・賞味期限が切れている又は記載のない食品

*いずれも賞味期限が1ヵ月以上残っているもの



そのほか、タオル（新・古）も受け付けています。

募集期間：令和5年2月末まで
届先：北部法人会事務所

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税には
ダイレクト納付が便利です！



e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが！

添付書類の提出省略（注）

還付がスピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 🔍



e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1ヵ月程度かかります。



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。